

港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森 運営規程

(事業の目的)

第1条 港区が開設し、指定管理者として指定した、社会福祉法人奉優会が管理運営する港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森（以下「事業所」という。）が行う通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき 従事者（以下「通所介護等従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、日常生活上の必要な支援及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、港区及び関係行政機関、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森
- (2) 所在地 港区白金台五丁目20番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

なお、職員の職種および員数については、別表1のとおりとする。

- (1) 管理者 事業所の従事者の管理及び、業務の管理を一元的に行う。
- (2) 通所介護等従事者 生活相談員
看護職員
介護職員
機能訓練指導員

通所介護等従事者は、事業の業務にあたる。

生活相談員は、事業の利用申込みにかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。

また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

- (3) 管理栄養士 利用者の食事についての栄養管理および栄養改善についてのサービス業務の提供にあたる。
- (4) 調理員（委託） 利用者の昼食等の調理をする。
- (5) 運転手 利用者の送迎を行う。

(6) 事務職員 通所介護等従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 営業日 月曜日から土曜日
ただし、12月29日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8:40～18:00

(3) サービス提供時間 9:00～17:40

(利用定員)

第6条 事業所の利用者定員は、下記のとおりとする。

通常規模型通所介護

双方の事業所の1日あたりの利用定員総数が月平均35名を超えないこと。

(事業の提供方法、内容等)

第7条 通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等が作成した居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。

ただし、緊急を要する場合にあたっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

(1) 身体介護に関すること。

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア 排泄の介助

イ 移動、移乗の介助

ウ その他必要な身体介護

(2) 入浴に関すること。

家庭において入浴する事が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア 衣類着脱の介護

イ 身体の清拭、洗髪、洗身、整容

ウ その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること。

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

ア 食事の準備、配膳下膳の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介助

(4) 個別機能訓練に関すること。

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を確保するための訓練を、利用者毎にその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成して行う。

(5) 運動器機能向上サービスに関すること。

生活機能低下のために運動器の機能向上が必要と判断されたものに対し、利用者毎に作成された運動器機能向上計画に基づいた、運動器機能向上サービスを行う。

(6) アクティビティ・サービスに関すること。

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

- ア レクリエーション
- イ 音楽活動
- ウ 創作・制作活動
- エ 行事的活動
- オ 体操
- カ 養護

(7) 送迎に関すること。

送迎を必要とする利用に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護等従事者又はその他の従事者が添乗し必要な介護を行う。

- ア 移動、移乗動作の介助
- イ 送迎

(8) 相談・助言に関すること。

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言
- イ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
- ウ 自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談・助言
- エ その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者との連携等)

第8条 事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保険・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく事業の提供を拒まない。ただし、通常の実地実施地域等を勘案し、利用希望者に対して事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画および介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった計画を作成する。

- 2 前項の計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、第1項で作成された計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービス提供記録の記載)

第10条 事業者は、事業を提供した際には、その提供日・内容、当該事業について、介護保険法第41条第6項又は法第53条第4項の規程により、利用者によって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(事業の利用料等及び支払いの方法)

第11条 事業を提供した場合の利用料の額は、別表2に定めるとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の1割とする。

2 食費等にかかる諸経費については、別表3に定める費用を徴収する。

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 事業の利用者は、所定の期日までに、別途契約書に指定する方法により利用料等を納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、港区とする。

(契約書の作成)

第13条 事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 通所介護等従事者およびその他の従事者は、事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所の管理者は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練を行うとともに必要な設備を備える。

(衛生管理及び従事者等の健康管理)

第16条 感染症又は食中毒の発生、まん延を防ぐために、感染症対策マニュアルを作成し、組織的に対策を講じる。

2 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意する。

3 通所介護等従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させる。

4 利用者又は通所介護等従事者に感染症の発生又はその疑いが出た場合は、感染症の種別や発生の程度に応じて、区、保健所、居宅介護支援事業所、関係事業所等への連絡を行い、まん延防止や原因調査などの対策を講じる。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が浴室を利用する場合は、職員立ち会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(秘密保持)

第18条 通所介護等従事者およびその他の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 通所介護等従事者およびその他の従事者であった者は、従事者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

(損害賠償)

第20条 事業の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止)

第21条 通所介護等従事者は、利用者の意思を尊重し、利用者に対し身体的精神的苦痛を与え、尊厳を辱めるような言動を行ってはならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(事故対応)

第23条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡をするなどの措置を講じるものとする。

2 事故が発生した場合には、事故の状況及び対応を詳細に記録し、安全管理基準に基づき、速やかに区に連絡する。

3 事故発生の防止のために、ヒヤリハット事例の検討を行い、改善策を講じるとともに、通所介護等従事者に周知を行う。

4 事故発生防止のため、マニュアル作成を行い、組織的に対策を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第24条 管理者は、通所介護等従事者の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 管理者は、この事業を行うため、ケース記録、利用負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、港区と社会福祉法人奉優会との協議に基づき定める。

付 則

この運営規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は 令和 02 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は 令和 03 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は 令和 06 年 4 月 1 日から施行する。

運 営 規 程（別表1）

第4条(職員の職種、員数)

通常規模型 I 通所介護

管理者	常勤	1名	(生活相談員兼務)
生活相談員	常勤または非常勤	2名以上	(介護職員兼務)
介護職員	常勤または非常勤	5名以上	(専従または生活相談員兼務あり)
看護職員	常勤または非常勤	1名以上	(機能訓練指導員兼務)
機能訓練指導員	常勤または非常勤	1名以上	(看護職員兼務)
	非常勤	1名	(看護職員兼務)

別表2 第11条第1項(利用料)

○通所介護

①通所介護利用料

	1日あたりの利用料金 (全額自己負担時)				介護保険適用時の1日あたりの 自己負担額(1割負担の場合)			
	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	7時間以上 9時間未満	3時間未 満	3時間以上 5時間未満	5時間以上 7時間未満	7時間以上 9時間未満
要介護1	¥3,026	¥4,324	¥6,507	¥7,458	¥303	¥433	¥651	¥746
要介護2	¥3,598	¥4,940	¥7,653	¥8,766	¥346	¥494	¥766	¥877
要介護3	¥3,891	¥5,556	¥8,799	¥10,128	¥390	¥556	¥880	¥1,013
要介護4	¥4,324	¥6,172	¥9,945	¥11,491	¥433	¥618	¥995	¥1,150
要介護5	¥4,756	¥6,788	¥11,091	¥12,842	¥476	¥679	¥1,110	¥1,285

②各種加算

加算名	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
個別機能訓練加算 I	¥454	¥46

個別機能訓練加算Ⅱ	¥540	¥54
入浴介助加算	¥540	¥54
若年性認知症利用者受入加算	¥648	¥65
サービス提供体制強化加算Ⅰ	¥129	¥13
介護職員処遇改善加算Ⅰ ① 通所介護利用料+②の加算の合計単位数（月の合計）に 1.9%を乗じた金額で算定いたします。この単位数は月の区分支給限度額には含まれません。		

○介護予防通所介護

①介護予防通所介護利用料

	1月あたりの利用料金 (全額自己負担時)	介護保険適用時の1月あたりの 自己負担額(1割負担額)
要支援1	¥22,690	¥2,269
要支援2	¥45,456	¥4,546

②各種加算

加算名	1月あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1月あたりの自己負担額
生活機能向上グループ加算	¥1,081	¥109
運動器機能向上加算	¥2,432	¥244
事業所評価加算	¥1,297	¥130
若年性認知症利用者受入加算	¥2,594	¥260
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	要支援1	¥518
	要支援2	¥1,037
介護職員処遇改善加算Ⅰ ① 予防通所介護利用料+②の加算の合計単位数（月の合計）に 1.9%を乗じた金額で算定いたします。この単位数は月の区分支給限度額には含まれません。		

別表2

第11条第2項(食費等)

食費	500円	
行事活動費、日用品費等	実費相当額	利用者の希望に応じて提供する